豊中市立認定こども園保育有償ボランティアの手引き（ボランティア用）

１．豊中市立認定こども園と有償ボランティア

（豊中市立認定こども園）

豊中市の公立園は、全て幼保連携型認定こども園（保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設）です。

「豊中市立幼保連携型認定こども園全体計画」に基づき「人とつながり生きる力の基礎を培う」ことを、めざすこども像としています。こどもたちの人権を大切にし、豊かな関係やお互いを尊重する心を、こどもを取り巻く様々な人との豊かな関係の中で育んでいます。「障害」のあるこどもも、外国にルーツのあるこどもも、いろいろなこどもたちがそれぞれの違いを認め合いながら、一緒に遊ぶことが楽しいと思えるよう、工夫して保育を行っています。

（有償ボランティア）

こども園の教育・保育は、クラス担任を中心に、フリー（様々なクラスで保育を行う）や障害児加配（配慮の必要なこどものいるクラスで支援を行う）など、多くの職員により成り立っています。有償ボランティアは教育・保育の支援活動を行っていただきます。

（対象者）

・保育士、幼稚園教諭、子育て支援員のいずれかの資格、免許を有するもの
・大学、短期大学、専門学校などで保育を学ぶ学生
（注意）豊中市職員で保育業務に従事している方は登録できません。
（注意）令和 8 年（2026 年）12 月 24 日施行のこどもに対する性暴力の未然防止を目的とした「こども性暴力防止法」（正式名称：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）に基づく特定性犯罪の前科がある方は登録できません。

（謝礼金）

活動 1 回（3 時間程度）4,000 円（交通費込）

活動は 3 時間単位です。依頼を超えた部分については支払われません。

（注意）

有償ボランティアは、労働者ではありません。収入を目的としない自主的な活動であり、勤務とは区別されます。定期的な収入を目的とした勤務を希望する方は、臨時会計年度任用職員の登録申込をお願いします。※保育士等の資格を持たない方は登録できません。

２．ボランティアの活動

内容については園と調整の上、活動してください。

（主な活動内容）

制作（こども達の工作の下準備や飾りの制作)、玩具の片付け、机や布団の準備、活動中の見守り、行事の準備、環境整備など

特技、関わりたい年齢、活動などありましたら、園との面談の際にお知らせください。

（禁止事項）

こどもと１対１になる活動を行うことはできません。また、食事に関わることも禁止です。

（こどもとの関わり方）

こども園には、0 歳～就学前までのこども達がいます。

こどもは「かわいい」だけではありません。一人ひとりが持っている力や可能性があり、その姿はまだ「育ちつつある姿」です。気持ちの表現の仕方も、遊び方も、うれしいことも、悲しいことも、こども一人ひとり違います。そんなこどもの姿や思いを発見して、保育の面白さややりがい、大変さ？を体験してください。

こどもがたのしいと思う事、嫌だなと思っていることに共感して、一緒に喜んだり悲しんだりしていただければと思います。

（活動時の服装）

・動きやすい服装を着用する
・かかとのない脱げやすい靴は避ける
・感染症を持ち込まない、持ち帰らないようにするために、行き帰りの時の服は着替えて活動する
・爪は短く整え、マニキュア、ジェルネイルはしない
・時計、指輪、アクセサリー類など、こどもの皮膚を傷つけるものは外す
・長髪は飾りのないゴムでくくり、飾り留めやピンは使用しない
・エプロンをする場合は、清潔なものを使い、毎日交換する
・香水、匂いの強い柔軟剤は使わない

（個人情報の保護）

ボランティア活動中に知りえた個人情報には、守秘義務が課せられます。ボランティアとしての活動、登録が終了した後も同様です。

（活動中の安全確保）

ボランティア活動中、職員が安全確保のための指示を行うことがありますので、従っていただくようお願いします。

（体調不良時の対応）

こども園は免疫機能の未熟な乳幼児の集団生活の場です。感染症予防及び事故防止のため、体調に不安がある場合には活動を控えてください。活動中に体調を崩した場合は、職員に申し出てください。

2．こども性暴力防止法

こどもに対する性暴力の未然防止を目的とした「こども性暴力防止法」により、対象事業者はこどもに関わる対象業務に従事する職員等に対して、過去の性犯罪歴の有無を確認することや、こどもへの性暴力を防ぐための取組みが義務付けられます。

豊中市立認定こども園で活動される有償ボランティアは、こども性暴力防止法に基づく対象従事者には該当しないため、過去の性犯罪歴の有無を確認することはありませんが、法の趣旨に則り、登録時の特定性犯罪の前科の確認や性暴力防止への理解促進のための研修の受講依頼を行います。

3．登録・活動・謝礼金支払いの流れ

（1）　活動を希望するこども園に電話で連絡し、面談の日程調整を行ってください。

（2）　園での面談時に申込書（HP に掲載、窓口配布）、添付書類、誓約書を提出してください。

提出物

・様式１　豊中市立認定こども園有償ボランティア申込書

・様式１に添付する資格証コピーまたは学生証コピー

・誓約書

面談では、こども園の紹介、活動についての希望の調整や、特定性犯罪の前科の確認、連絡方法の確認を行います。

（3）　こども性暴力防止法に関する研修動画（要点動画：約 18 分程度）を自宅等で視聴し、振り返りシートを作成してください。

こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材はこちら　➡

こども性暴力防止法に関する研修動画（要点動画）はこちら　➡

※約 18 分程度

（4）　園から活動の依頼があった場合は、活動可能かどうかお返事をお願いします。

（注）依頼された日に活動するかどうかはボランティアに決定権があります。ご都合が悪い場合はお断りください。活動に行けなくなった場合は、早めに園にご連絡をお願いします。

★最初の活動日までに以下のものを提出してください。

・マイナンバー報告書

・口座振替(銀行振込)依頼書

・最初の活動日前 6 か月以内または年度内の胸部 X 線検査の結果のコピー（「異常なし」の所見が確認できるもの。自己負担）

（注意）胸部 X 線検査の診断内容によって活動の可否を確認できない場合は、再検査等をご案内することがあります。

・こども性暴力防止法に関する研修 振り返りシート

（注意）提出期日は下表のとおりです。

（注意）活動日までに研修を受講したことが確認できない場合や振り返りシートの提出がない場合は、たとえ活動が予定されていたとしても活動することができません。

対象者	期日
令和 8 年（2026 年）12 月 24 日までにボランティア登録がお済みの方または園での面談を行う方	令和 8 年（2026 年）12 月 24 日まで
令和 8 年（2026 年）12 月 25 日以降に園での面談を行う方	最初の活動日まで

（５） 活動日に来園したら、園から活動記録簿を受け取り、活動開始前に「月」「日」「曜日」「活動開始時刻」、活動終了時に「活動終了時刻」「活動内容」を記入し、退園時に園に活動記録簿を提出してください。

（６） 活動後、翌月末までに謝礼金が振り込まれます。

４．登録の制限・取消

以下のいずれかに該当する場合は、有償ボランティア登録ができません。また、該当することが判明した場合は登録を取り消します。

①こども性暴力防止法に定める特定性犯罪の前科を有するとき。

②市が指定する研修を受講していることが確認できないとき。

③資格、犯罪歴その他の重要な経歴等の詐称があるとき。

④活動中に児童対象性暴力等及びこれにつながるおそれのある不適切な行為を行ったと認められるとき。

⑤犯罪その他社会的に不相当な行為を行い、ボランティアとして不適格と認められるとき。

⑥その他ボランティアとして不適格と市が判断するとき。

５．万が一のとき

ボランティアは傷害保険、賠償保険に加入しています。事故が起こったらこども園職員に至急報告してください。

６．その他

制度についての詳細、注意事項は活動を希望するこども園またはこども事業課にお問い合わせください。